

国立大学法人和歌山大学構内交通規制実施規程細則

制 定 平成25年 3月22日

法人和歌山大学規程 第1391号

最終改正 令和 5年 3月29日

(趣旨)

第1条 和歌山大学における構内交通規制の実施については、国立大学法人和歌山大学構内交通規制実施規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(許可基準)

第2条 規程第4条2項に定める入構の許可基準は、別表1に掲げる基準とする。

(申請手続)

第3条 規程第4条2項に定める申請手続は、所定の入構許可申請書（別紙様式1）を別表2の申請窓口に提出することとする。

(経費負担額)

第4条 規程第6条2項に定める自動車による入構者が負担する交通対策協力金の額は、別表3のとおりとする。

(交通対策協力金の返還)

第5条 交通対策協力金は次の場合を除き返還しない。

- (1) 入構許可を受けた者が、自動車による入構が必要なくなり、交通対策協力金の返還の申請があり、別表3に定める一般入構の交通対策協力金（年額）を納付した者のうち、半年以上の入構が不要となる期間が残っている場合に限り、その期間（半年分）に相当する金額を返還する。
- (2) 別表3に定める一般入構の交通対策協力金（年額）を納付したが、入構許可申請が不許可となった者。

2 返還を申請する場合は、交通対策協力金返還申請書（別紙様式2）を申請窓口に提出するものとする。

(交通対策協力金の免除)

第6条 規程第6条4項に定める免除の基準は別表4のとおりとする。

(入出構ゲートの運用)

第7条 自動車での入出構は、入出構ゲートが設置されている正門とする。

2 入出構の規制は次のとおりとする。

栄谷キャンパス 正門 平日（終日）。

ただし土、日、祝日（年末・年始を含む）は入出構ゲートでの規制は行わない。

3 入構ゲートの入構認証カードは、教職員は教職員証、学生は学生証、その他の者は、本学が発行する学外者用入構認証カード（ICカード）とし、一時入構の場合は貸与する一時入構券を使用するものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1505号）

この改正細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月27日一部改正：法人和歌山大学規程第1707号）

構内交通規制実施規程細則

この改正細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第2133号）

この改正細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月10日一部改正：法人和歌山大学規程第2220号）

この改正細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2452号）

この改正細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日一部改正：法人和歌山大学規程第2568号）

この改正細則は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

資格者	許可基準
本学の教職員（非常勤職員を含む。）又はこれに準ずる者。	自動車による通勤を必要とする者。
学部等（学部（学部等連係課程実施組織を含む。以下同じ）、大学院）に在籍する学生（外国人留学生、科目等履修生、特別聴講学生、研究生を含む。以下同じ。）。ただし、学部学生の1年次生及び2年次生は除く。	自動車による通学を必要とするとき。 ただし、学生寮の入寮者は、学年に関わらず入構の申請を許可する。
構内において事業を行うことが認められている事業者の職員又はこれに準ずる者	業務の遂行のため自動車により常時入構する必要があるとき。
構内に商用等のため、自動車により入構しようとする者。	本学と継続的に取引がある業者で関係する部局が必要と認めたとき。
身体に障害を持つなどの特別の理由がある者。	自動車を使用しなければ本学への通勤又は通学が困難であるとき。
その他教育研究の遂行のため特に必要があると認められる者。	自動車による入構が長期間にわたると見込まれ、教育研究の遂行に支障が生じるとき。

別表 2

申請者	申請受付窓口
教職員（非常勤職員を含む。）又はこれに準ずる者	財務課契約室
学生	学生支援課学生支援係
学外者（業者、工事関係者、研究協力者等）	関係する各総務担当係

別表 3

区 分	交通対策協力金の額
一般入構 規程第 4 条 1 項(1)～(6)に該当する 者で、期間が次に掲げる者 1 年 (4 月～翌年 3 月)	年額 8,400 円 但し、半年間 (4 月 1 日から 9 月 30 日、又は 10 月 1 日か ら翌年 3 月 31 日) の入構申請した場合は 4,200 円とする。
一時入構	無料
学外者用入構認証カード再発行	1,000 円

- ※ 教職員・学生の入構認証カードは、原則として本学発行の IC カード (学生証, 教職員証) とする。
- ※ 学外者等で、交通対策協力金を納入した者のうち、本学発行の IC カードを所持していない者については、学外者用入構認証カード (IC カード) を発行する。なお、入構認証カードを紛失・汚損の場合は所定の交通対策協力金を納入後、再発行申請すること。

別表 4

免除対象者	基 準
身体に障害を持つなどの特別の理由がある者 (一時的な疾病による場合を含む)。	車両を使用しなければ、通勤、通学又は用務の遂行が困難である場合。但し、本学の教職員 (非常勤職員を含む。) 又はこれに準ずる者は、一時的な疾病に該当する場合のみ対象とする。
非常勤講師	用務の遂行のため、自動車により、長期間にわたり入構をする必要があり、当該関係部局 (課) 長が特に認めた場合。
教育・研究、本学の業務の遂行のため特に必要があると認められる者	教育・研究、本学の業務の遂行のため特に必要があると認められる者で、長期間にわたり入構をする必要があり、当該関係部局 (課) 長が特に認めた場合。

- ※ 学外者等で、本学発行の IC カードを所持していない者については、学外者用入構認証カード (IC カード) を貸与する。許可期間の満了時には、貸与した入構認証カードを返却すること。なお、入構認証カードを紛失・汚損の場合は所定の交通対策協力金を納入後、再発行申請すること。

別紙様式 1

年 月 日提出

入構許可申請書

和歌山大学長 殿

下記のとおり 自動車 により入構したいので、許可願います。

申請区分	1 新規 2 継続更新 3 車両変更 4 紛失・汚損 5 その他 ()			
氏名			所属 (学部等・部課・会社名等)	
身分	教員 職員 学生 その他 ()	学年 学生番号	年生 学生番号 ()	※学生のみ
現住所			電話	
車両の種類等	車種	普通自動車・軽自動車 その他 ()		メーカー名
	車名	(例) カローラ等		車体の色
	登録番号	(例) 和歌山 530 へ 1234		
入構期間	年 月 日 ~ 年 月 日			
申請理由	(特別な事由があればここに併せて記載してください)			

備考

- ※ 上記申請書に太枠内の必要事項と提出日を記入して、申請窓口へ提出すること。
- ※ 添付書類 教職員等：払込金受領証（交通対策協力金）の写し
学生：払込金受領証（交通対策協力金）、運転免許証、自動車検査証、学生証の各写し
- ※ 入構期間の終了日は、最大で当該入構開始日の属する年度末までとする。
- ※ 本申請書の記載内容に変更が生じた場合は、申請窓口へ変更を届け出ること。

大学記入欄

受付日	協力金納付確認	許可基準	部局（課）長確認印
年 月 日	<input type="checkbox"/> 免除対象者	<input type="checkbox"/> 一般許可 <input type="checkbox"/> 特別許可（要確認印）	

※部局（課）長が特に必要と認めて入構許可（特別許可）する場合は、確認印を押してください。

年 月 日提出

交通対策協力金返還申請書

和歌山大学長 殿

年 月 日に提出した入構申請について、入構の必要がなくなりましたので、
既納の交通対策協力金のうち

4,200 円 8,400 円 _____ 円

の返還を請求します。

氏名	(印)	所 属 (学部等・部課・会社名等)	
身分	教員 職員 学生 その他 ()	学 年 学生番号	年 生 学生番号 () ※学生のみ
現住所			電話
車両の 種類等	登録番号	(例) 和歌山 530 へ 1234	
入構期間	年 月 日 ~		年 月 日
申請理由			

【返還金振込口座】

振込先 金融機関名	銀 行 信用金庫 農 協	本店 支店 支所
	※銀行コード	※支店コード
口座種別	1. 普通預金 2. 当座預金	
口座名義	(フリガナ)	
口座番号 (右詰め記入)		

備考 ・上記申請書に太枠内の必要事項と提出日を記入して、通帳のコピー（口座番号、名前等が記載された部分）を添付し申請窓口に提出してください。
・※の付した項目は、記入の必要がありません。